

# 金山町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月20日(月)10時00分から11時37分  
2. 開催場所 金山町役場4階 委員会室  
3. 出席委員 (14名)

農業委員	1番委員	稲垣 花恵
	2番委員	若林 秀喜
	3番委員	三瓶 浩一
	5番委員	星 光雄
	6番委員	五ノ井 隆
	7番委員	横田 敏宏
	8場委員	渡部 真明
	9番委員	中丸 守
	10番委員	西脇 優
	11番委員	菅家 国男
	12番委員	小林 和衛
	農地利用最適化 推進委員	旧川口村・旧本名村
旧横田村		須佐 勉
旧沼沢村		阿部 和彦

4. 欠席委員 13番委員 栗城 元一

5. 会務報告 (令和5年10月20日～令和5年11月19日)  
10月22日 第10回金山町農業委員会(委員会室 委員11名)  
11月9日 令和5年度福島県下農業委員会大会(パルセいいざか 委員6名)

6. 議事 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第24号 非農地判断について

7. その他

8. 閉会

農業委員会事務局職員

事務局次長 土田 純一

事務局主事 前川 泰志

事務局次長	おはようございます。御起立願います。礼、御着席願います。
12 番委員	会長が欠席のため代わりに務めさせていただきます。それでは第 11 回農業委員会を開会します。会議録署名人を 10 番委員、11 番委員お願いします。会務報告を事務局お願いします。
事務局	令和 5 年 10 月 20 日から令和 5 年 11 月 19 日までの会務報告をします。10 月 20 日第 10 回金山町農業委員会が 4 階委員会室で行われ、11 名の出席がありました。11 月 9 日令和 5 年度福島県下農業委員会大会がパルセいいざかで開かれ、委員 6 名の出席がありました。以上です。
会長	会務報告について、皆さんから何かございませんか。
10 番委員	ここには書いてありませんが、10 月 27 日会津坂下普及所で水稻乾田直は栽培現地研修会が開催され、委員数名と出席しましたがとてもいい研修でした。他の町村から若手の方が出席していたので、金山からもぜひ見学してほしいです。農業をやっていませんが、高校の時に見ていたら稲作をやっていたかもしれないと思いました。冬も引き続き研修会があるようなので、情報があったら早めに教えてください。
事務局次長	いい情報があれば速やかにご案内します。その際はよろしく願います。
10 番委員	人数が足りないからお声がけしたのですか。
事務局次長	案内が来たのが委員会開催の直前だったので、もう少し早く来ていれば広報等に載せることができましたと思います。今回は委員の皆さんにしかお知らせできませんでした。
12 番委員	よろしいでしょうか。
10 番委員	はい。
12 番委員	その他、皆さんから何かございませんか。 ないようでしたら、議事に移ります。議案第 23 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局より説明願います。  (議案朗読・説明)
12 番委員	地区担当の推進員、願います。
推進員 (旧川口・本名)	会長、事務局と立ち合いをしましたが、長らく空き家になっていましたので地元としては移住してもらい防犯面、環境面、衛生面考えると良かったです。問題ない

	<p>と思いますのでよろしくお願ひします。</p>
12 番委員	<p>10 番委員お願ひします。</p>
10 番委員	<p>私は農業委員をやっている間は原則、行政書士として農業の依頼は受けないようにしていますが、当事者がどうしてもできない場合と説明にあった通り、移住してこられて不動産取引のお手伝いをしていたので関連する部分で今回は例外として受けました。この方が使うことで土地が荒れることを防ぐことができるので、お願ひします。</p>
12 番委員	<p>10 番委員、一度退席願ひます。</p> <p>(10 番委員退席)</p>
12 番委員	<p>それでは、皆さまご承認いただけますか。</p>
一同	<p>はい。</p> <p>(10 番委員入場)</p>
12 番委員	<p>ご承認いただきましたので、次の議案第 24 号非農地判断について事務局より説明お願ひします。</p> <p>(議案朗読・説明)</p>
12 番委員	<p>担当地区の 7 番委員お願ひします。</p>
7 番委員	<p>事務局から説明があった通りで間違いありません。</p>
12 番委員	<p>ただ今の非農地判断について、ご承認いただけますか。</p>
推進員 (旧川口・本名)	<p>質問ですが、これから各地区農地の見直しに行くわけですが、山林と原野の区別の判断を教えてください。</p>
事務局次長	<p>そこは担当委員と相談しながらだと思いますが、木が生えて今回の写真の状況であれば山林になるのかとは思ひます。あとは法務局に申請した際、最終的に登記官が現場に来ると思うので判断すると思ひます。町の判断は、木が生えている状況だと山林、木が生えていなくて雑草が生い茂っている場合は原野、と話し合いながら決めていくしかないと思ひます。あとは農業委員会に諮って判断してもらいたいと思ひます。</p>
推進員	<p>税金関係に違いはありませんか。</p>

(旧川口・本名)	
事務局次長	詳しい内容については税務係に聞いてみないとわかりません。
12番委員	よろしいでしょうか。それでは只今の議案についてご承認いただけますか。
一同	はい。
12番委員	それでは、皆さん、その他何かございませんか。ないようですので閉会したいと思います。ご苦労様でした。

以上の会議の内容は書記が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため署名する。

令和5年11月20日

福島県大沼郡金山町農業委員 署名委員

議長 小林 和衛

委員 菅 家 国 男

委員 西 脚 後